

北本市道路用地等の境界確認に関する事務取扱要綱

平成29年12月13日

市長 決 裁

令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路用地等の境界確認に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象用地)

第2条 この要綱において境界確認の対象とする道路用地は、北本市都市整備部建設課が所管する次に掲げるものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する市町村道
- (2) 道路法の適用を受けない道路
- (3) 水路敷
- (4) その他公有地

(境界確認の申請)

第3条 境界確認を申請する者（以下「申請者」という。）は、道路用地等境界確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に1部提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地所有者一覧表
- (4) 土地全部事項証明書の写し（原本を併せて提示すること。）
- (5) 地積測量図、土地実測図その他境界確認の参考となる資料
- (6) 土地全部事項証明書と申請者の記載住所が異なる場合は、住民票、戸籍の附表、戸籍謄本、履歴事項証明書（法人の場合）、住居表示変更証明書その他住所の沿革が判明できる公的書面等の写し（原本を併せて提示すること。）
- (7) 土地全部事項証明書に差押及び裁判所競売開始決定の記載がある場合は、債権者又は申立人の同意書
- (8) 次項第3号の規定により申請する場合で、遺産分割協議が整い相

続人が特定され、所有権移転登記場未了のときは遺言公正証書、遺産分割協議書、裁判所の審判・調停調書等の写し（原本を併せて提示すること。）とし、遺産分割協議が未了のときは当該申請地に関する相続関係図を作成し、戸籍謄本、本籍記載の住民票その他被相続人から始まる相続関係を証する書面の写し（原本を併せて提示すること。）

(9) 次項第5号の規定により申請する場合は、親権を証する書面、成年後見人等を必要とする場合は法定代理人であることを証する書面の写し（原本を併せて提示すること。）

(10) 次項第6号の規定により申請する場合は、信託原簿の写し（原本を併せて提示すること。）

(11) 次項第7号の規定により申請する場合は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第23条に基づき、それぞれの宗教法人の規則で定める手続の完了を確認できる書類の写し（原本を併せて提示すること。）。ただし、当該規則に別段の定めがないときは、立会い及び確認に関する責任役員の議決を経た議決書の写し（原本を併せて提示すること。）。

(12) 次項第10号の規定により申請する場合は、売買契約書、土地売渡承諾書その他所有権を証する書面の写し（原本を併せて提示すること。）、印鑑証明書及び身分証明書。

(13) 申請者が国外に居住している場合は、各国に存在する外公館（在外公館）又は居住国の官庁（官憲）の証明した在留及び署名証明書。ただし、日本国内に居住する外国人の場合にあっては、在日各国領事館が発行する居住証明書及び署名証明書

(14) 土地所有者の権利関係が複雑な場合は、申請者としての当事者能力を有することを確認できる書面（破産管財人証明書その他裁判所の審判、判決、和解調書等の写し（原本を併せて提示すること。）。）

2 申請者は、道路用地に隣接する土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号の定めるところによる。

(1) 土地所有者が法人の場合

当該法人の代表者（当該法人が解散し、又は破産した場合は、当

該解散又は破産に係る清算人又は破産管財人)とする。ただし、申請に係る土地(以下「申請地」という。)の処分に関して土地所有者の代表者以外の者が権限を有する場合において、当該代表者以外の者が申請地の処分権限を有することを証する書面を添付した場合は、申請地の処分権限を有する者を適格な申請者とすることができるものとする。

(2) 申請地が共有地の場合

共有者全員とする。

(3) 登記されている土地所有者が死亡している場合

遺産分割協議が整い相続人が特定され、所有権移転登記が未了の場合はその権利者を申請者とし、遺産分割協議が未了の場合は法定相続人全員を申請者とする。

(4) 申請地が区分所有建物の敷地の場合

土地所有者全員又は管理組合の規約等の区分所有権に基づき定められた者とする。この場合において、代表権を与える旨の同意書が添付されているとき又は管理組合の総会において代表者を決定したときは、当該代表者を申請者とする。

(5) 未成年者又は成年被後見人等が土地所有者の場合

未成年者については親権者、未成年被後見人については未成年後見人、成年被後見人については成年後見人が代わって申請し、被補助人については補助人、被保佐人については保佐人の同意を得て申請するものとする。この場合において、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者を記名の上、法定代理人が併記押印する。

(6) 信託財産登記された信託財産である場合

申請地が信託財産登記された信託財産である場合は、委託者及び受託者の両者とする。ただし、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者の両者とし、信託原簿に特別な定めがある場合はその内容によるものとする。

(7) 土地所有者が宗教法人で申請地の現況地目又は土地全部事項証明書の地目が境内地若しくは墓地となっている場合

宗教法人法第23条に基づくそれぞれの宗教法人の規則が定める者とする。ただし、当該規則に別段の定めがない場合は、責任役員
の議決により定めた者とする。

(8) 土地所有者が不在者の場合

法定代理人（財産管理人である場合を含む。）とする。この場合
において、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、
土地所有者を記名の上、法定代理人が併記押印する。

(9) 登記簿上の土地所有者以外の者が所有権を取得している場合

当該所有者以外の者が申請することができる。ただし、売買契約
書、土地売渡承諾書その他所有権を証する書面、印鑑証明書及び身
分証明書等を添付する者に限る。

(10) 公益事業の施行のために行政上境界確認の必要がある場合

国、地方公共団体及び官公庁に準ずる公益法人が申請することが
できる。この場合において、当該公共団体の長が指定する職員とす
る。

3 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部又は全
部を代理する場合は、その代理人が申請書に委任状を添付の上、委任
された事務を行うことができるものとする。

4 第2項第2号及び第3号の場合において、共有者又は相続人（相続
人が複数である場合に限る。）のうち1人が、他の共有者又は相続人
の全員から委任を受けているときは、当該委任を受けた共有者又は相
続人を適格な申請者とするすることができる。この場合において、申請者
が委任を受けたことを証する書面を申請書と併せて提出するものとし
る。

（境界立会い）

第4条 申請者は、市長と協議の上、当該申請者の土地に隣接する土地
の所有者（以下「隣接者」という。）及び市と境界立会いの日時を調
整するとともに、隣接者の境界立会いの同意に努めなければならない。

2 申請者は、境界立会いに際し現地において速やかに隣接者の出欠を
確認し、境界立会いの趣旨を隣接者に明らかにし、境界確認作業を行
うものとする。

3 境界確認は、立会者全員で行うものとする。ただし、隣接者の都合により境界立会いを同時に行えない場合は、別に指示する。

5 境界立会いに際し、申請者又は隣接者から委任を受けた者は、市長に対し、委任状を提出しなければならない。

(境界確認の同意)

第5条 申請者及び隣接者は、境界確認した位置について同意した場合は、道路用地等境界確認同意書（様式第2号）を作成し、市長に提出するものとする。

2 前項に規定する共有地の境界確認の同意は、共有者全員から得るものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 区分所有建物の敷地に関しては、区分所有者の全員の同意又は管理組合の規約等の基づいた総会により決定した代表者の同意をもって同意とすることができる。

(2) 墓地等に関しては、代表者として特定できる者の記名及び押印を受け、同意を得たものとする。

(境界不同意)

第6条 市長は、境界確認の結果、申請者又は隣接者が境界不同意で、境界の確定に至らないときは、道路用地等境界確認不調調書（様式第3号）を作成し、保存するものとする。

(境界確認の取下げ)

第7条 申請者は、境界確認の申請を取り下げる場合は、道路用地等境界確認申請取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 申請地において、業務の完了前に土地所有者の変更（以下「変更」という。）があった場合は、申請者（申請者が死亡した場合は土地に関して権利を有する相続人とし、申請者が死亡した場合にあらかじめ申請者から取下げの委任が代理人になされている場合は当該代理人）は、速やかに道路用地等境界確認申請取下書を市長に提出するものとする。ただし、申請者が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 変更後にあってもなお申請者が申請地の処分に関する権限を有す

る者であるとき。

(2) 変更後の土地所有者から、申請者に対して境界確認に関する委任状が提出されたとき。

(3) 申請者が死亡した場合、その相続人全員から申請者の代理人に対して境界確認に関する委任状が提出されたとき。

(境界確認証明願の申請)

第8条 申請者は、境界確定箇所について境界確認証明を申請しようとするときは、道路用地等境界確認証明申請書（様式第5号）に第3条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(境界確認証明願の取下げ)

第9条 申請者は、境界確認証明の申請を取下げの場合は、道路用地等境界確認証明願取下書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 境界確認証明の申請地において、変更があった場合の手続は、第7条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「道路用地等境界確認申請取下書」とあるのは、「道路用地等境界確認証明願取下書」と読み替えるものとする。

(手数料)

第10条 道路用地境界確認証明の交付を受ける者は、北本市手数料条例（平成12年条例第9号）第2条第69号に規定する手数料を納入しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

(令和3年4月1日改正)

様式第1号（第3条関係）

道路用地等境界確認申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

住所（所在地）

申込者 氏名（名称及び代表者名）

電話

私は、下記土地と隣接道路用地等との境界を確認したいので、必要書類を添えて申請します。

記

1 土地の所在

北本市 _____ 丁目 _____ 番地 _____ 先

_____ 大字 _____ 字 _____ 番地 _____ 先

2 申請理由（ _____ ）

3 添付資料

案内図・公図の写し・土地所有者一覧表・その他参考資料（測量図等）・委任状・土地全部事項証明書・戸籍謄本等（土地全部事項証明書の所有権者が一致しない場合）・その他必要とする書類

4 備考

- (1) 隣接者の立会いを必要とする場合は、申請者が連絡すること。
- (2) 立会者全員が、印鑑を持参すること。
- (3) 雨天の場合は、立会いを延期するものとする。

様式第2号（第5条関係）

道路用地等境界確認同意書

土地の表示 _____

上記の土地を調査及び測量するにあたり、下記のとおり隣接者と立会いし、土地の境界について異議のないことを同意します。

申請人 住所 _____
 (所有者) 氏名 (自署) _____ ㊟

本人確認方法 運転免許証 個人番号カード 面識有り
 その他 ()

記

隣接地地番	住所・氏名・押印・所有者との関係・立会年月日・電話番号				
	住所				
	氏名 (自署) ㊟				
	所有者との関係		立会年月日		電話番号
	本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他 ()			
	住所				
	氏名 (自署) ㊟				
	所有者との関係		立会年月日		電話番号
	本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他 ()			

注 代理人等が立会った場合は、委任状を確認し、その者の住所・氏名・所有者との関係・立会年月日・電話番号を記載する。

様式第3号（第6条関係）

道路用地等境界確認不調調書

土地の表示	
申請者	
立会日時	
隣接者	
不調理由	

注 図面を添付すること。

課長	グループリーダー	主席主幹	主幹	主査	担当	作成者

様式第4号（第7条関係）

道路用地等境界確認申請取下書

年 月 日

（宛先）北本市長

住所（所在地）

申込者 氏名（名称及び代表者名）

電話

年 月 日付けで道路用地等確認申請書を提出しましたが、下記の理由により取り下げます。

記

理由

様式第 5 号（第 8 条関係）

道路用地等境界確認証明願

年 月 日

（宛先）北本市長

住所（所在地）

申込者 氏名（名称及び代表者名）

電話

下記表示の土地と隣接道路用地との境界確認証明を申請します。

記

- 1 土地の地番 北本市
- 2 理由
- 3 添付資料（各 2 部）

道路用地等境界確認証明願・案内図・公図の写し・土地所有者一覧表・その他参考資料（測量図等）・委任状・土地全部事項証明書・戸籍謄本等（土地全部事項証明書の所有権者が一致しない場合）・その他必要とする書類

別添測量図のとおり境界を証明する。

北 証第 号
年 月 日

北本市長



様式第6号（第9条関係）

道路用地等境界確認証明願取下書

年 月 日

（宛先）北本市長

住所（所在地）

申込者 氏名（名称及び代表者名）

電話

年 月 日付けで道路用地等境界確認証明願を提出しましたが、下記の理由により取り下げます。

記

理由